

謹賀新年

組合員の皆様には日々心豊かに幸多き
一年となりますようご祈念申し上げます

令和四年 元旦

JA くみあいだより
JA 新すながわ



JA新すながわ
ホームページQRコード

今月の主な内容

- 年頭にあたって
- 共計青果物精算報告会開催
- 青年部 保育園で米ドン打ちを実演
- 令和3年産米入庫実績報告
- 事業説明会を実施
- 金がないから頭を使う
- 電子帳簿保存方法が改正されました
- 年末年始 営業時間のご案内
- JA伝言板

Vol.156
令和4年
1月号



一方、TPP11や日米貿易協定など大型貿易協定の発効により国内農業への影響が危惧され、RECPの協定の発効を控え、今後さらに国際貿易交渉は続くことが懸念されます。このため持続可能な農業の実現や農家経営の基盤強化に向けて上部団体と共に要請・運動を展開していきたいと思います。先の見えない厳しい農業情勢が続くことは思いますが、一層の盟友皆様のご理解ご協力を頂きますようお願い申し上げます。

最後に、本年も皆様にとりまして健康とご多幸で活躍され、豊穣の秋を迎えることをご祈念申し上げまして、新年の挨拶とさせていただきます。

十以上、北れり、空知での作況指數が一〇八とおいては低ターンパクでは九十五か昨が、

新年のご挨拶

奈井江町農民協議会 委員長



高田裕幸



令和四年の新春を迎え、謹んで新年のご挨拶を申し上げます。盟友の皆様におかれましては、ご家族そろって希望に満ちた新年をお迎えのこととお慶び申し上げます。また、日頃より当農民協議会に対しまして深いご理解とご協力を頂き、心より感謝と御礼を申し上げます。

コロナウイルスの感染拡大が年にわたり猛威を振るい日本経済のみならず全世界で打撃を受けましたが、緊急事態宣言も解除されましたが、少しずつ以前の活気を取り戻そうとしております。しかし、まだ気を抜くことは出来ません。そんな中、昨年度は東京オリンピック・パラリンピックが開催されましたが、盟友の皆様方より多大なご協力を頂いたことに対し、重ねまして御礼申し上げます。

新年のご挨拶

新砂川農協青年部 部長



中野希望

十以上、北れり、空知での作況指數が一〇八とおいては低ターンパクでは九十五か昨が、

新年あけましておめでとうございます。輝かしい新春を迎えて、新年の理解醸成を図りながら問題点を指摘し、「眞の農政改革」の実現を目指し、運動をしてまいります。また、農協青年部活動において、ご家族、農協・各関係機関の皆様方に多大なるご支援、ご協力を頂いておりますことに、深く感謝申し上げます。

昨年を振り返つてみますと積雪量は多かつたものの順調に融雪が進み、春作業は順調でしたが、干ばつにより各農作物が甚大な影響を受けました。基幹作物の水稻よりも作況指数一〇八の「良」とはなりましたが、米価の下落などもあらゆる皆様もご苦労されたことだと思います。



我々青年部は地域の基幹産業の手として、各関係団体の皆様と一緒に一層協力し合い地域の発展と食料基地北海道を支える一員として尽力して参りますので、今後も御支援、御指導を賜りますようお願い申し上げます。

最後になりますが、コロナウイルス感染症が一日でも早く収束し、お素年前感染症が収束し一日でも早く以降、終わりになりますが、コロナウイルス感染症が一日でも早く収束し、お素年前感染症がの生活に戻ることを願い、本年も盟友各位と組合員の皆様にとりまして明るく良い一年でありますようご祈念申し上げます。

新年のご挨拶とさせて頂きます。

業自肅などの影響で、昨年においても農畜産物需要が大幅に減少し、消費回復には長期的な対策が必要となっています。特に、米の需給と価格安定に向けた対策の実施と必要な予算の確保が急務となっています。

一方、TPP11や日米貿易協定など大型貿易協定の発効により国内農業への影響が危惧され、RECPの協定の発効を控え、今後さらに国際貿易交渉は続くことが懸念されます。

このため持続可能な農業の実現や農家経営の基盤強化に向けて上部団体と共に要請・運動を展開していきたいと思います。先の見えない厳しい農業情勢が続くことは思いますが、一層の盟友皆様のご理解ご協力を頂きますようお願い申し上げます。

最後に、本年も皆様にとりまして健康とご多幸で活躍され、豊穣の秋を迎えることをご祈念申し上げまして、新年の挨拶とさせていただきます。

新年のご挨拶

新砂川農協青年部 部長



中野希望

十以上、北れり、空知での作況指數が一〇八とおいては低ターンパクでは九十五か昨が、

青年部活動におきましても一年から、このような状況の中でも保育所での米ドン、小学校でのボップコーン栽培の食育活動や奈井江商工会行い、部さんの青年部の活動に大きな意をこめて花火大会を開きました。また、十月には衆議院議員総選挙もあり、盟友の皆様方より多大なご協力を頂いたことに対し、重ねまして御礼申し上げます。

昨年度の農作物の実績を振り返りますと、水稻では天候にも恵まれ、猛暑続きなどもありました。また、豊作となり、基準品比率は一〇八と、ゆめぴりかが開催されましたが、盟友の皆様方より多大なご協力を頂いたことに対し、重ねまして御礼申し上げます。

青年部活動におきましても一年から、このような状況の中でも保育所での米ドン、小学校でのボップコーン栽培の食育活動や奈井江商工会行い、部さんの青年部の活動に大きな意をこめて花火大会を開きました。また、十月には衆議院議員総選挙もあり、盟友の皆様方より多大なご協力を頂いたことに対し、重ねまして御礼申し上げます。

新年のご挨拶

新砂川農協女性部 部長



河合順子

(5) JA新すながわ

新年明けましておめでとうございます。日頃より女性部活動に対しまして、JAをはじめ組合員皆様方の理解とご支援を賜り心より感謝申し上げます。昨年は雪解けも早く天候に恵まれ、春作業も順調に進みましたが、播種時期ころの低温の影響により発芽不揃いや苗の生育不良もあり、心配いたしました。しかし、五月月中旬以降天候も回復し、七月に入つてからは連日気温三十度を超える日が続き、北海道各地で観測史上最高気温を更新しました。また雨量不足による干ばつの影響などで大変苦労した年でもありました。

タウイルスの蔓延により社会情勢が急激に変化することとなりました。令和二年以降、新型コロナウイルスの蔓延による対策が実施されましたが、それでも三度にわたる緊急事態宣言が発令され、新北海道緊急事態宣言が発令され、新規開始され、十一月時点では道民の私たち女性部も少しこれから、二回接種を完了し、新規感約開始された。JA新すながわは、JAの徹底など、感染拡大防止スケープを作り、夕オル1本運びながらも活発に活動を続けていきます。

まず、六月と十月の古紙回収と地域貢献活動として昨年に続きスクエア作りや夕オル1本運び部員に声掛けし社会福祉協議会と介護施設に寄贈いたしました。さらに、もぎたて市をはじめ工グループや手芸部など制限を受けながらも活動を続ける状況です。

今後は、農家戸数の減少、女性部員の約九割が六十才以上と高齢化が進み危機的状況にある中、一層JRCシユミズの部員加入促進に入れていかなければならぬと思つてはいるところです。農業を取り巻く情勢が厳しい中、一層JA関係機関、組合員や部員の皆様上方A取と力フア申しあげます。JAの理解とご協力をお願い申しあげます。

最後に皆様が健康で稳り多い秋を迎えられることをご祈念申しあげます。新年のご挨拶とさせていただきます。

謹んで新春のご挨拶を申し上げます

地域農業の発展とJA協同活動に組合員各位の

ご協力を願い申し上げ、新春のご挨拶と致します。

新砂川農業協同組合

代表理事組合長 佐々木 孝

専務理事 常務理事 理事

参監 代表監事 常勤監事(員外監事)

事事

他

職員一
同之一 隆幸夫 作学 勉 広吉 志三 史誠一

畠 大 村 猪 小 後 樋 加 尾 高 岡 渡 川 林 端
山 澤 田 本 野 藤 口 藤 崎 橋 本 部 端
尚 耕 尚 秀 民 臣 正 宏 広 延 孝



女性部は令和3年10月21日と22日の2日間、JA各施設で古新聞や古雑誌等の古紙、段ボールや空き缶などの回収作業を行いました。各施設に農家が持参した古紙などを女性部とJA営農課職員が分別し、地元の回収業者へ売却代金は女性部の活動資金となっています。



農業用廃ビニール、廃プラスチック等の回収作業を奈井江町チック等の回収業者へ行いました。農業用廃ビニール、廃プラスチック等の回収作業を奈井江町チック等の回収業者へ行いました。農業用廃ビニール、廃プラスチック等の回収作業を奈井江町チック等の回収業者へ行いました。



青年部は令和3年10月27日、奈井江町認定こども園（はぐくみ）を訪れ、食育推進の一環としてお米のドン打ちを実演しました。园児たちは、初めて聞く大きなドン打ちの音にびっくりし、最初は怖がっていましたが、音になれるのも早く楽しんでいました。行に事できたての米ドンを食べた園児たちは「おいしい」と大喜びました。事子供たちに楽しんでもらえることは良かった。行に事できたての米ドンを食べた園児たちは「おいしい」と大喜びました。事子供たちに楽しんでもらえることは良かった。行に事できたての米ドンを食べた園児たちは「おいしい」と大喜びました。事子供たちに楽しんでもらえることは良かった。



令和3年11月11日、砂川市北吉野にあるJA試験場で新型T10型農業用ドローン「DJ-AGRAS T30」のデモフライトと模擬散布が行われ、約20名の農業者が来場しました。AGRAS T30は、従来機との違いとして、より性能が高まっています。これは、ドローンによるタングク残量が測定されると、飛行時間も延長されるようになります。また、従来機と比較して、新規の農業者が簡単に操作できるように設計されています。飛行時間は約42分です。

女性部が古紙回収を実施

廃ビニール等回収

米ドン打ちを実演

新型ドローン実演会を開催

令和3年産米入庫実績報告

- 令和3年産米の集荷は、9月6日より始まり10月18日をもって完了しました。
- 入庫実績は112,455.5俵(前年対比9,510俵減92.2%)となりました。
- 全品種の低タンパク米率は46.9%(前年21.4%)、ゆめぴりかの基準品率は95.6%(前年79.8%)です。

(令和3年11月10日付)

	きらら397		ななつぼし						ゆめぴりか							
	一般	蛋白比率	一般	高度CL	特裁	2等	合計	蛋白比率	一般	節減	高度	特裁	2等	合計	蛋白比率	
一般米	低蛋白		20,427.0	585.5	2,958.0		23,970.5	68.9%						2.0	2.0	0.0%
	一般	22,114.5	98.9%	10,003.5			10,003.5	28.7%								
	区分8		450.0				450.0	1.3%								
	区分9	254.0	1.1%	385.0			385.0	1.1%								
	第1区分SS					13.0	13.0	0.0%			1,650.0	4,257.0		5,907.0	13.1%	
	第1区分S								10,683.0	1,012.0	676.5	6,522.5		18,894.0	41.8%	
	第1区分								11,232.0	1,499.0	407.0	5,331.5		18,469.5	40.8%	
	第2区分								1,761.0					1,761.0	3.9%	
	第3区分								219.5					219.5	0.5%	
	2等以下															
合計		22,368.5		31,265.5	585.5	2,958.0	13.0	34,822.0		23,895.5	2,511.0	2,733.5	16,111.0	2.0	45,253.0	
超過米		140.0		53.5		16.5		70.0								
合計		22,508.5		31,319.0	585.5	2,974.5	13.0	34,892.0		23,895.5	2,511.0	2,733.5	16,111.0	2.0	45,253.0	
令和2年産実績		32,506.0		33,379.5	1,205.0	4,791.5		39,379.0		25,089.0	1,263.5	2,229.0	15,418.5		44,000.0	

	きたくりん			えみまる	ふつくりんこ			その他 一般	うるち米 合計	酒造好適米		飼料用米		合計	
	2等	3等	合計	一般	基準品	2等	合計			きたしづく	基星	飼料用玄米	SGS		
一般米	低蛋白	279.5	29.0	308.5	1,020.0	53.0	283.5	336.5		24,990.5				24,990.5	
	一般								32,118.0	121.0	449.5			32,688.5	
	区分8								450.0					450.0	
	区分9								639.0					639.0	
	第1区分SS								5,907.0					5,907.0	
	第1区分S								18,947.0					18,947.0	
	第1区分								18,469.5					18,469.5	
	第2区分								1,761.0					1,761.0	
	第3区分								219.5					219.5	
	2等以下								607.0			4,916.0	2,522.0	8,045.0	
合計		279.5	29.0	308.5	1,020.0	53.0	283.5	336.5	0.0	104,108.5	121.0	449.5	4,916.0	2,522.0	112,117.0
超過米		128.5		128.5					338.5						338.5
合計		408.0	29.0	437.0	1,020.0	53.0	283.5	336.5	0.0	104,447.0	121.0	449.5	4,916.0	2,522.0	112,455.5
令和2年産実績				1,126.5	950.0			309.0		118,330.5	114.0	398.0	1,261.5	1,862.0	121,966.0

※) 飼料用米、SGSは玄米(製品)数量で計算しています。

受入内訳 (単位:俵、%)

受入箇所	受入数量	比率
ライスター・ミナル	110,543.0	98.3%
奈井江検査場	1,912.5	1.7%
合計	112,455.5	100.0%

事業説明会を実施

J Aでは令和3年10月28日砂川地区、11月1日奈井江地区の組合員を対象に事業説明会を開催しました。

組合長は「下期は既に始まっている。上期決算についてほぼ計画通りだが、更なる引き締めが必要。組合員の皆様も今年の出来秋については、それぞれ思うところはあると思うが、来年作に向けて準備してほしい。」と挨拶しました。

その後、畠山参事より上半期の事業概況、 笹島営農部長より主農産物の概況について報告が行われました。

質疑では、次年度作のゆめぴりかの種子配分や資材部門の統合等について質問・意見が述べられました。

今回皆様からいただいた貴重なご意見は、今後のJ A運営に活用させていただきますので、今後ともよろしくお願ひ致します。



10月28日 砂川本所多目的ホール
参加人数 11名



11月1日 奈井江支所大会議室
参加人数 20名

第30回 J A北海道大会開催

北海道JAグループによる第30回北海道大会が令和3年11月16日、札幌共済ホールで開催されました。

第30回大会は、政府の「改革プラン」の策定以降、取り組んできた不断の自己改革を更なる高みに到達させるべく、今後3年間の展望やJA経営を取り巻く事業環境をふまえ、JAグループ北海道が一丸となって実践するべき事項に焦点を絞って提案し、大会決議を通じて関係者の意識・目線を統一する大会です。

本来、全道から組合員やJA・連合会役職員等2,000名以上が参加しますが、今回は新型コロナウイルス感染症拡大防止対策として会場への入場人数が制限されていたため、当JAからは佐々木孝一組合長が代表として参加し、他の役員等はWEBでの参加となりました。

大会メインテーマについては、「北海道550万人と共に創る『力強い農業』と『豊かな魅力ある地域社会』」で、その実現に向けて「JA運営の好循環（スパイラルアップ）」が掲げられました。議案として「『好循環』に向けて対話の成果の実践」と「『好循環』を支える人づくり・JA運営の強化」の2つが提案され決議されました。

組合員とJA・連合会が対話を通じて加速する社会・経済環境の変化を共有しながら「実践方策」を設定し、その実践・改善に取り組み、さらに、「人づくり・JA経営の強化」に取り組むことで「JA運営の好循環」を実現させ、将来ビジョン「北海道550万人と共に創る『力強い農業』と『豊かな魅力ある地域社会』」を達成できるようJAグループ全体として取り組んでいきます。



金がないから頭を使う

奈井江町茶志内で「高糖度トマト栽培」など約2.4ヘクタールを作付けする岡本哲夫さんは、農作業に必要な機械装置などを自作し、農作業に活用しています。

これまでいろいろものを作ってきましたが、自信作はビニールハウスにひさしを付けたことだそうです。

ハウス栽培では、雨が降ってくるとハウスの横のビニールを下ろす、いわゆる「ハウスを閉める」作業が必要になります。ハウス内の作物の葉に雨が当たるのは好ましくないので、不可欠な作業となります。雨が止むとまた開ける作業が必要になり、作業には時間を取られます。センサーで制御して開閉する装置もありますが、高価です。

岡本さんは「作物に雨が当たらないようにするために、横から雨が入るのを防げばよいのでは」と考え、ハウスのいわゆる肩の部分に約10センチせり出す「ひさし」を自作しました。70メートルあるハウスの両側に取付け、このひさしのおかげで雨が降っても開閉の必要はなくなりました。

その後、ハウスメーカーもひさし付きのものを販売しましたが、部品だけの販売はしていません。

トマトの水耕栽培に必要な「かん水用ポンプ一式」も自分で部品を調達して組み立てました。

メーカー製のものを参考に制作し、家庭用水道メーターを組み込み、流量を制御できるようにしました。

通常はポンプの作動時間で管理しますが、岡本式は流量を測定して管理する仕組みです。この装置は隣の農家にも提供しています。

岡本さんは、「お金をかけなければ便利な装置を設置できるが、金をかけないで不便を解消する」をモットーに経営に取り組み、作業の省力化を図ってきました。

装置を作るのに必要な技術は「我流」。若いころにひと冬だけ農機具整備のアルバイトに行ったことがあるそうですが、それ以外はすべて独学です。

メーカーのサービスマンなどが機械を整備しているときは必ず立ち会って見て覚えるそうです。

機械的なものは動きを見ていれば大体わかるが、電気は基盤についている線をたどって勉強した。最近はインターネットで調べることができ、昔より便利になったと語ります。

いろいろな部品の在庫を「ガラクタの山」と岡本さんは笑います。

取材に訪れた日もビニールハウスの天井部分を2重にして、保温効果を高める送風機の制作中でした。送風機はもともと穀物の乾燥機についていたもので、かなりの年代物。

岡本さんは間もなく農業を引退しますが、機械について話している目は輝いていて、機械づくりの楽しさがうかがい知れました。

「これからもいろいろなものを作つてみたい」とやる気満々です。



農政事務所からインターンシップ受け入れ

奈井江町高島地区の有限会社あきよしファーム（代表吉井弘三氏）では、令和3年10月18日から22日まで農政事務所の企画調整室佐賀井汐音さんを農業研修者として受け入れました。

農政事務所では入所2年目の職員が道内の農業者宅で研修を行い、農作業を通して農業現場の実態についての理解を深め、農政に携わる者としての意識を向上することを目的に数年前から本研修を実施しています。農政事務所がインターンシップ受け入れ先を模索中に同社を発見し、代表の吉井さんへ連絡。吉井さんは快諾し今回の研修となりました。

佐賀井さんは札幌生まれで地元の大学で就職活動中に「北海道で役に立つ仕事がしたい」と思い、基幹産業である農業に携わる仕事を希望して同事務所に就職。普段は広報担当でホームページの更新や農林水産省公式ユーチューブチャンネル「BUZZMAFF」の『なまらでっかい道』で農業に馴染みのない人に農業の良さをPRしています。

研修中は約1.5haの畠でブロッコリー、キャベツ、大根等の露地野菜の収穫作業を体験しました。この週は気温が一気に下がり11月中旬並みまで低下。寒い中作業をした佐賀井さんは「規格等慣れるまで採るのが大変だった。普段はデスクワーク中心で、中腰で作業するのが辛い」と作業の大変さを語り、「収穫したてのブロッコリーを食べさせてもらい、採れたては普段お店で購入する物とは違い新鮮で美味しいかった。」と採れたて野菜の味の美味しさに感動。「コロナの影響で外食産業が低迷し農産物が余り農家は苦労している状況。現場の経験を活かし広報活動で消費者へ農業に対する意識向上をしたい」と今後の抱負を語りました。

同社は2010年から学生や企業のインターンシップを受け入れており農政事務所からは初めて。吉井さんは「研修性はコロナ前なら年間10人程度、過去には沖縄から来た人もいた。農業に憧れている人は全国にたくさんいるので、農業体験をとおして農業の素晴らしさや厳しさを伝えたい」と語りました。



10月22日 ブロッコリーの収穫作業を行う佐賀井さん



J A 職員が道展入選

北海道美術協会主催「第95回 道展」に日本画を出品した本所共済課羽子田千夏さんが「会友」に選ばれました。道展は日本画、油彩、水彩等6部門で約500点が出品され、日本画で今回新たに「会友」に選ばれたのは3名のみ。

入選した作品題名は「畔樹」。4～5年前にハート型の湖で有名なえりも町の豊似湖を訪れた際に「水面に映る倒木がきれい」と思い撮影した写真を日本画で描きました。

羽子田さんは「今後も仕事の合間に縫って描きながら出品を続けたい」と抱負を語りました。



電子帳簿保存法が改正されました

R3.05

経済社会のデジタル化を踏まえ、経理の電子化による生産性の向上、記帳水準の向上等に資するため、令和3年度の税制改正において、「電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律（平成10年法律第25号。以下「電子帳簿保存法」といいます。）」の改正等が行われ（令和4年1月1日施行）、帳簿書類を電子的に保存する際の手続等について、抜本的な見直しがなされました。具体的な改正内容は以下のとおりです。

導入

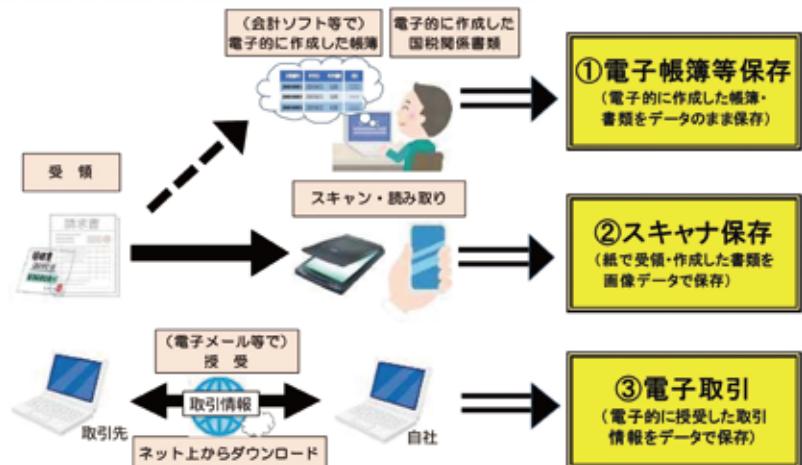
Q: そもそも電子帳簿保存法とは、どのようなものですか？

A: 各税法で原則紙での保存が義務づけられている帳簿書類について一定の要件を満たした上で電磁的記録（電子データ）による保存を可能とすること及び電子的に授受した取引情報の保存義務等を定めた法律です。

電子帳簿保存法上、電磁的記録による保存は、大きく右の3種類に区分されています。



～ 電子帳簿保存法上の区分（イメージ）～



～ 電子帳簿等保存（区分①）に関する改正事項～

1 税務署長の事前承認制度が廃止されました。

これまで、電子的に作成した国税関係帳簿を電磁的記録により保存する場合には、事前に税務署長の承認が必要でしたが、事業者の事務負担を軽減するため、事前承認は不要とされました（電子的に作成した国税関係書類を電磁的記録により保存する場合についても同様です。）。

令和4年1月1日以後に備付けを開始する国税関係帳簿又は保存を行う国税関係書類について適用

※ 令和4年1月1日以後も改正前の要件を満たして保存等を行おうとする方が承認を受けようとする場合には、承認申請書を令和3年9月30日までに所轄税務署長宛提出して頂くようお願いします（スキャナ保存も同様です。）。

2 優良な電子帳簿に係る過少申告加算税の軽減措置が整備されました。

一定の国税関係帳簿（注1）について優良な電子帳簿の要件（注2）を満たして電磁的記録による備付け及び保存を行い、本措置の適用を受ける旨等を記載した届出書をあらかじめ所轄税務署長に提出している保存義務者について、その国税関係帳簿（優良な電子帳簿）に記録された事項に關し申告漏れがあった場合には、その申告漏れに課される過少申告加算税が5%軽減される措置が整備されました（申告漏れについて、隠蔽し、又は仮装された事実がある場合には、本措置の適用はありません。）。

令和4年1月1日以後に法定申告期限が到来する国税について適用

（注1）一定の国税関係帳簿とは、所得税法・法人税法に基づき青色申告者（青色申告法人）が保存しなければならないこととされる総勘定元帳、仕訳帳その他必要な帳簿（売掛帳や固定資産台帳等）又は消費税法に基づき事業者が保存しなければならないこととされている帳簿をいいます。

（注2）電子帳簿の保存要件の概要（次頁）の“優良”的要件をご確認ください。

3 最低限の要件を満たす電子帳簿についても、電磁的記録による保存等が可能となりました。

正規の簿記の原則（一般的には複式簿記）に従って記録されるものに限られます。他の要件については、電子帳簿の保存要件の概要（次頁）の“その他”的要件をご確認ください。

令和4年1月1日以後に備付けを開始する国税関係帳簿について適用

電子帳簿の保存要件の概要

保存要件概要			改正前	改正後
			優良	その他
記録事項の訂正・削除を行った場合には、これらの事実及び内容を確認できる電子計算機処理システムを使用すること	<input type="radio"/>		<input type="radio"/>	-
通常の業務処理期間を経過した後に入力を行った場合には、その事実を確認できる電子計算機処理システムを使用すること	<input type="radio"/>		<input type="radio"/>	-
電子化した帳簿の記録事項とその帳簿に関連する他の帳簿の記録事項との間において、相互にその関連性を確認できること	<input type="radio"/>		<input type="radio"/>	-
システム関係書類等（システム概要書、システム仕様書、操作説明書、事務処理マニュアル等）を備え付けること	<input type="radio"/>		<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
保存場所に、電子計算機（パソコン等）、プログラム、ディスプレイ、プリンタ及びこれらの操作マニュアルを備え付け、画面・書面に整然とした形式及び明瞭な状態で速やかに出力できるようにしておくこと	<input type="radio"/>		<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
検索要件	① 取引年月日、勘定科目、取引金額その他のその帳簿の種類に応じた主要な記録項目により検索できること ※ 改正後、記録項目は取引年月日、取引金額、取引先に限定	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	-
	② 日付又は金額の範囲指定により検索できること	<input type="radio"/>	<input type="radio"/> ※1	-
	③ 二つ以上の任意の記録項目を組み合わせた条件により検索できること	<input type="radio"/>	<input type="radio"/> ※1	-
税務職員による質問検査権に基づく電磁的記録のダウンロードの求めに応じることができるようにしていること		-	-	<input type="radio"/> ※2

※1 保存義務者が、税務職員による質問検査権に基づく電磁的記録のダウンロードの求めに応じができるようにしている場合には、検索要件のうち②③の要件が不要となります（後述のスキナ保存及び電子取引についても同様です。）。

※2 “優良”の要件を全て満たしているときは不要となります。

（参考） 優良な電子帳簿の要件を満たして対象帳簿の備付け及び保存を行い、前頁2の届出書の提出がある場合には、所得税の青色申告特別控除（65万円）が適用できます。

電子帳簿の手続に関するQ&A



Q：新たに、対象の帳簿について電子保存を行う場合に、過少申告加算税の5%軽減や所得税の青色申告特別控除（65万円）の適用を受けるためには、いつまでにどのような手続が必要ですか？

A：適用を受けようとする初年度においては、その過少申告加算税の5%軽減や青色申告特別控除（65万円）の適用を受けようとする課税期間に係る法定申告期限までに、所轄の税務署長宛に、本措置の適用を受ける旨等を記載した届出書を提出してください必要があります。



Q：これまで税務署長の承認を受け、総勘定元帳及び仕訳帳等の優良な電子帳簿の対象となる帳簿について電子保存していましたが、その場合でも届出書の提出は必要ですか？

A：過少申告加算税の5%軽減の適用を受けるためには、これまで承認を受けて保存等していた場合でも本措置の適用を受ける旨等を記載した届出書の提出が必要です。

なお、令和4年1月1日よりも前に受けた承認の効力自体は取りやめの届出書の提出（又は税務当局からの取消処分）がない限り有効ですので、その承認が有効とされる間は、引き続き改正前の要件で保存等を行う必要があります。したがって、承認を受けていた方が令和4年1月1日以後に備付けを開始する帳簿について、改正後の要件に従って電子帳簿保存を行う場合には承認の取りやめの届出書の提出等の承認を取りやめる一定の手続が必要となりますのでご注意ください。

～ スキャナ保存(区分②)に関する改正事項 ～

1 税務署長の事前承認制度が廃止されました。

令和4年1月1日以後に行うスキャナ保存について適用

2 タイムスタンプ要件、検索要件等について、次のとおり要件が緩和されました。

(1) タイムスタンプの付与期間が、記録事項の入力期間と同様、最長約2か月と概ね7営業日以内とされました。

(2) 受領者等がスキャナで読み取る際の国税関係書類への自署が不要とされました。

(3) 電磁的記録について訂正又は削除を行った場合に、これらの事実及び内容を確認することができるクラウド等(注1)において、入力期間内にその電磁的記録の保存を行ったことを確認することができるときは、タイムスタンプの付与に代えることができることとされました。

(注1) 訂正又は削除を行うことができないクラウド等も含まれます。

(4) 検索要件の記録項目について、取引年月日その他の日付、取引金額及び取引先に限定されるとともに、税務職員による質問検査権に基づく電磁的記録のダウンロードの求めに応じる場合には、範囲指定及び項目を組み合わせて条件を設定できる機能の確保(前頁帳簿の検索要件②及び③に相当する要件)が不要となりました。

令和4年1月1日以後に行うスキャナ保存について適用

3 適正事務処理要件(注2)が廃止されました。

(注2) 相互けん制、定期的な検査及び再発防止策の社内規程整備等のことをいいます。

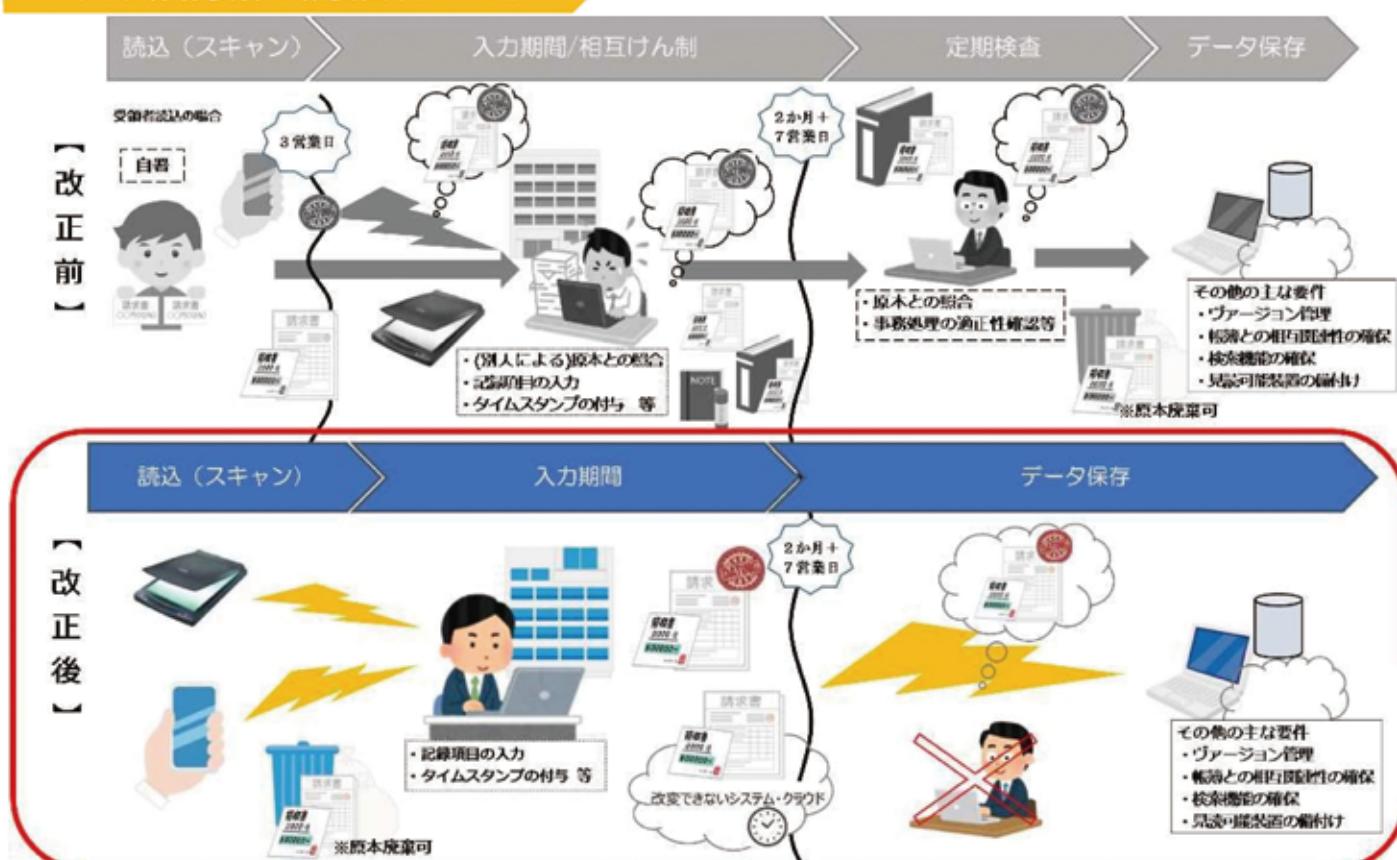
令和4年1月1日以後に行うスキャナ保存について適用

4 スキャナ保存された電磁的記録に関連した不正があった場合の重加算税の加重措置が整備されました。

令和4年1月1日以後に法定申告期限等が到来する国税について適用

適正な保存を担保するための措置として、スキャナ保存が行われた国税関係書類に係る電磁的記録に関して、隠蔽し、又は仮装された事実があった場合には、その事実に関し生じた申告漏れ等に課される重加算税が10%加重される措置が整備されました。

スキャナ保存要件の概要図(イメージ)



スキャナ保存の手続に関するQ&A



- Q：これまで税務署長の承認を受け、スキャナ保存を行ってきましたが、今回の承認制度廃止に伴い、何か手続は必要ですか？
また、改正後の緩和された要件の下で保存を行っても問題ありませんか？
- A：施行日（令和4年1月1日）以後についても引き続き承認は有効であり、承認の取りやめの届出書を提出する（又は税務当局から取消処分を受ける）までは、その後も改正前の要件を満たしてスキャナ保存を行う必要があります。したがって、施行日前に承認を受けていた方が、施行日以後緩和された要件の下で保存を行う場合には、承認の取りやめの届出書の提出等の承認を取りやめる一定の手続が必要となります。
- なお、施行日前に承認を受けていた方が、引き続き改正前の要件で保存を行うか、新たに改正後の要件で保存を行うかは保存義務者の選択となります。重加算税の10%加重措置については、施行日以後に法定申告期限等が到来する国税について適用されます。

～電子取引(区分③)に関する改正事項～

1 タイムスタンプ要件及び検索要件について次のとおり要件が緩和されました。

タイムスタンプ要件に係るタイムスタンプの付与期間及び検索要件に係る検索項目について「スキャナ保存(区分②)に関する改正事項」の2(1)と(4)と同趣旨の改正が行われたほか、基準期間^(注)の売上高が1,000万円以下である方(小規模な事業者)について、税務職員による質問検査権に基づく電磁的記録のダウンロードの求めに応じることができるようになっている場合には、検索要件の全てが不要とされました。

令和4年1月1日以後行う電子取引について適用

(注)「基準期間」とは、個人事業者については電子取引が行われた日の属する年の前々年の1月1日から12月31日までの期間をいい、法人については電子取引が行われた日の属する事業年度の前々事業年度をいいます。

2 適正な保存を担保する措置として、次の見直しが行われました。

(1) 申告所得税及び法人税における電子取引の取引情報に係る電磁的記録について、その電磁的記録の出力書面等の保存をもってその電磁的記録の保存に代えることができる措置は、廃止されました。

令和4年1月1日以後行う電子取引について適用

※ 消費税における電子取引の取引情報等に係る電磁的記録については、引き続き出力書面による保存が可能です。

(2) 電子取引の取引情報に係る電磁的記録に関して、隠蔽し、又は仮装された事実があった場合には、その事実に関し生じた申告漏れ等に課される重加算税が10%加重される措置が整備されました。

令和4年1月1日以後に法定申告期限が到来する国税について適用

電子取引の保存要件

※ 下線を付した部分が、今回改正により変更があった箇所になります。

真実性の要件	以下の措置のいずれかを行うこと ① タイムスタンプが付された後、取引情報の授受を行う ② 取引情報の授受後、 <u>速やかに</u> （又はその業務の処理に係る通常の期間を経過した後、 <u>速やかに</u> ） タイムスタンプを付すとともに、保存を行う者又は監督者に関する情報を確認できるようにしておく ③ 記録事項の訂正・削除を行った場合に、これらの事実及び内容を確認できるシステム又は記録事項 の訂正・削除を行うことができないシステムで取引情報の授受及び保存を行う ④ 正当な理由がない訂正・削除の防止に関する事務処理規程を定め、その規程に沿った運用を行う
可視性の要件	保存場所に、電子計算機（パソコン等）、プログラム、ディスプレイ、プリンタ及びこれらの操作マニュアルを 備え付け、画面・書面に整然とした形式及び明瞭な状態で速やかに出力できるようにしておくこと 電子計算機処理システムの概要書を備え付けること 検索機能※を確保すること ※ 帳簿の検索要件①～③に相当する要件（ダウンロードの求めに応じができるようしている場合には、②③不要） 保存義務者が小規模な事業者でダウンロードの求めに応じができるようしている場合には、検索機能不要

申請書の様式や電子帳簿保存法のQ&Aについては、国税庁ホームページ【<https://www.nta.go.jp>】に掲載しています（改正分は随時掲載していきます。）。詳しくは、国税庁 電子帳簿保存法で検索



国税庁

(法人番号 7000012050002)



わたしのよい食は、みんなのよい食に、つながっている。

みんなのよい食 プロジェクト

自分と家族のために。農業と地域のために。

わたしたち一人ひとりにできる「よい食」があります。

それは、持続可能な社会や環境に

とつての「よい食」にもなります。

あなたも「よい食」

してみませんか？



わたしと
家族に
「よい食」

朝からしっかり食べて
一日を元気にスタート

よく噛んで食べて
体や脳の働きを活発に

栄養バランスを考えて
毎日健康な食生活を

楽しく手づくりで
食材への愛も深まる

「旬」のものを食べると
美味しいで栄養たっぷり

料理を工夫して
食材をムダなく使う

農業と
地域に
「よい食」

ファーマーズマーケット
を利用して地産地消

国産の農畜産物を食べて
日本の農業を応援

農業体験などに参加して
農業の大切さを学ぶ

農業まつりなどに参加して
地域の食や文化を学ぶ

持続可能な
社会・環境に
「よい食」

食料自給率アップ
に貢献

海外からの輸送による
CO2排出を削減

食品ロスを削減

地域の活性化を実現

農業・農村の持つ
多面的機能を守る

飢餓ゼロの世界に
向けて貢献

みんなのよい食
プロジェクトを
応援しているよ。
よろしくね！



笑味ちゃん
7歳・小学2年生
口ぐせは「バク！」

「よい食」はSDGsの実現にも貢献

＼さあ今日から、わたしのよい食、はじめよう！／



「みんなのよい食プロジェクト」のサイトはこちらからご覧ください。

耕そう、大地と地域のみらい。



年末年始 営業時間のご案内

		12月30日(木)	12月31日(金)	1月1日(土)	1月2日(日)
管 理・営 農		通常営業 8:30~17:00	休 業	休 業	休 業
資 材・農 機		通常営業 8:30~16:00	休 業	休 業	休 業
金融・共済 (窓 口)	本 所	通常営業 9:00~16:30	休 業	休 業	休 業
	奈井江支所				
現金自動預払機 (A T M)	本 所	通常営業 8:45~18:30	9:00~17:00	休 業	休 業
	奈井江支所	通常営業 8:45~16:30	休 業		
ホクレン給油所	砂川給油所	通常営業 7:00~19:00	7:00~17:00 (給油のみ)	休 業	休 業
	奈井江給油所	通常営業 7:00~20:00			
Aコープ新砂川店 (ホクレン商事)		1階 9:00~20:00 2階 9:00~19:00	1階 9:00~19:00 2階 9:00~17:00	休 業	休 業
Aコープ奈井江店 (ホクレン商事)		9:00~19:00	9:00~18:00	休 業	休 業

		1月3日(月)	1月4日(火)	1月5日(水)	1月6日(木)
管 理・営 農		休 業	休 業	休 業	通常営業 8:30~17:00
資 材・農 機		休 業	休 業	休 業	通常営業 8:30~16:00
金融・共済 (窓 口)	本 所	休 業	通常営業 9:00~16:30	通常営業 9:00~16:30	通常営業 9:00~16:30
	奈井江支所				
現金自動預払機 (A T M)	本 所	休 業	通常営業 8:45~18:30	通常営業 8:45~18:30	通常営業 8:45~18:30
	奈井江支所		通常営業 8:45~16:30	通常営業 8:45~16:30	通常営業 8:45~16:30
ホクレン給油所	砂川給油所	休 業	8:00~17:00 (給油のみ)	8:00~17:00 (給油のみ)	通常営業 7:00~19:00
	奈井江給油所				通常営業 7:00~20:00
Aコープ新砂川店 (ホクレン商事)		1階・2階 9:30~19:00	1階 9:30~20:00 2階 9:30~19:00	1階 9:30~20:00 2階 9:30~19:00	1階 9:30~20:00 2階 9:30~19:00
Aコープ奈井江店 (ホクレン商事)		9:30~19:00	9:30~19:00	9:30~19:00	9:30~19:00

※Acoopないえ店内のATMにつきましては、1月1日・2日は停止いたします。その他は店舗営業時間帯は使用出来ます。
※年末・年始の上記休業期間中に、ご契約のお車の事故やトラブルに遭われた方は下記にてご連絡願います。

フリーダイヤル 0120-258-931

的勢力等との取引排除にかかる
一・ローンダーリング・反社会
イアンス委員会、並びにマネ
八、余裕金運用状況、コンプラ
七、主要農産物の概要について
六、理事に対する包括承認貸付
の報告について
五、内部監査報告について
四、十月末財務報告及び期末見
込みについて

◎報告事項
一、組合長会議報告
①砂川市農業委員会
②奈井江町農業委員会
三、各委員会報告
①農家経営改善委員会
②玉葱販売委員会

第11回理事会（11月25日開催）
の顛末をお知らせします。

◎合計 正組合員 五七五名
准組合員 二、七六二名

◎今回加入 正組合員 ○名
准組合員 一名
正組合員 三名
准組合員 十七名

◎今回脱退

議案第八号 信用評定について
て 議案第六号 令和三年産共計そ
ば概算金の支払いについて
直接支払交付金数量払に係る
仮払い実施要領について
議案第七号 出資の減口につい
て 議案第五号 令和三年産共計そ
ば概算金の支払いについて
直接支払交付金数量払に係る
仮払い実施要領について
議案第七号 出資の減口につい
て 議案第四号 令和三年産共計玉
葱概算金の追加支払いについて
て



九、組合員の異動について
十、行事予定について
十一、その他

◎付議事項
議案第一号 年末手当の支給に
ついて

議案第二号 事業説明会での主
な質疑内容について
議案第三号 山林間伐事業の実
施について

議案第四号 令和三年産共計玉
葱概算金の追加支払いについて
て

避難訓練を実施



A-i A-iにて火災発生を想定し
た避難訓練を行われました。空
気が乾燥し火災発生率が上昇す
る季節を迎える前に従業員各々
の防火意識を高め、火災発生時
における担当業務の再確認を行
いました。佐々木組合長は「火
災発生時は人命を第一に考え、
お客様の避難誘導等をして欲し
い」と万一の場合の心構えを説
きました。

令和4年 営農計画書の提出について

	砂川本所	奈井江支所
日 程	1月19日(水) 午前：富平・空知太・市街 午後：北光・花月	1月17日(月) 午前：瑞穂・白山 午後：大和・巖島
	1月20日(木) 午前：焼山・一の沢 午後：吉野・鶴・宮城の沢	1月18日(火) 午前：茶志内 午後：高島・宮村・市街
受 付 時 間	本所、奈井江支所とも 午前9時～11時45分、午後1時～4時30分。	
受 付 場 所	■本所 営農資材センター会議室	■奈井江支所 2階会議室
必 要 な も の	受付には「クミカン取引をする印鑑」をご持参下さい。	
備 考	・本所では、営農計画書提出と合わせて 免税軽油の申請受付も行います。 ご来協の際は、マスク着用をお願いします。	